

令和3年度 川西市立川西中学校 部活動運営規定

作成日(更新日):令和3年4月5日

川西市立川西中学校は、適正な部活動の運営に向けて、文部科学省が平成30年3月に作成した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、兵庫県教育委員会が平成31年9月に作成した「いきいき運動部活動(4訂版)」、川西市教育委員会が平成31年11月に作成した「川西市における部活動の在り方に関する方針」に則り、部活動の運営の適正化と指導に当たる教職員の長時間労働の解消に向けて、「令和3年度 川西市立川西中学校 部活動運営規定」を策定した。

～本校の部活動の考え方～

部活動は、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な活動とします。
部活動の時間、学習時間、家庭や地域で過ごす時間など、バランスのとれた時間を確保します。
活動中は、安全な体制・環境づくりに努め、熱中症対策を十分に行い、事故を未然に防ぎます。
ジュニア期における適度な練習量と適切な休養を大切にします。
スポーツ医・科学的な観点を踏まえ、短時間で合理的な練習をします。
勝利至上主義による行き過ぎた活動はしません。
部活動による教職員の負担を軽減し、授業準備や教材研究の時間を十分に確保します。

休養日及び活動時間について

本校の部活動の運営については、「川西市における部活動の在り方に関する方針」に則り、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、スポーツ活動時間に関する医・科学的な観点を踏まえるとともに、教職員の勤務負担軽減の視点から、顧問の多忙化解消の観点を踏まえ、次に掲げる事項を基準とする。

- (1) 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。
 - * 平日に少なくとも週に1日は休養日とする。
 - * 土曜日、日曜日及び祝日等は、少なくとも1日以上は休養日とする。
但し、土曜日、日曜日及び祝日等の週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を一週間以内に他の日に振り替える。
- (2) 1日の活動時間は、平日2時間、土曜日、日曜日及び祝日等の週休日は、3時間程度とする。但し、練習試合等の場合は、校長が許可した場合のみ活動時間の延長を認めることがある。
- (3) 長期休業中の休業日の設定については、学期中に準じた扱いを行う。
 - * 夏季休業中においては、8月9日～8月15日までの1週間は、休養期間(オフシーズン)を設ける。
 - * 冬季休業中においては、12月29日～1月3日までの1週間は、休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (4) 始業前の早朝練習については、生徒の健康面・安全面及び家庭への負担がかかることや、顧問(教職員)の多忙化を招くことから、行わない。
- (5) 終日行われる大会や校外練習試合、イベント等の参加については、生徒の健康及び定期考査や学校行事等の日程を考慮し精査する。
また、長時間にわたっての活動や交通費等における家庭の経済的負担を軽減する。
- (6) 合宿等(泊を伴う練習及び練習試合)は、行わない。